# 中心市街地活性化制度の概要

- 〇中心市街地の活性化に関する法律に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地 における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 〇市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。

#### 中心市街地活性化基本計画 計画期間(概ね5年以内)

- 〇基本的な方針
- 〇位置及び区域
- 〇目標(定量的な数値目標)
- 〇中心市街地活性化のための事業
- 1)市街地の整備改善
- 2)都市福利施設の整備
- 3)街なか居住の推進
- 4)経済活力の向上
- 5)公共交通機関の利便性増進等
- 〇推進体制 など

内閣府 (内閣総理大臣による計画認定)

(国土交通省) 暮らし・にぎわい再生事業

認定

支援



<能本駅前東A地区(熊本市)><br/>駅周辺地区の再整備

(経済産業省)

地域商業機能複合化推進事業



<油津商店街(日南市)>
商店街等に新たな需要を創出する
施設等を導入する事業を支援

## 関係府省庁によるハード・ソフト事業支援

(総務省)中心市街地活性化ソフト事業



<北の恵み食ベマルシェ(旭川市)> イベント等のソフト事業



<空き店舗活用事業(江津市)><br/>新規出店者補助等のソフト事業

作成

# 市町村

連携

### 中心市街地活性化協議会

- まちづくり会社
- 商工会・商工会議所
- 民間事業者、地域住民 など